

認知症カフェの運営団体を募集します！

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集い、お茶を飲みながら認知症や介護のことなどを気軽に話したり、相談したりすることができる場所が「認知症カフェ」です。

町では、認知症カフェを運営していただく団体に対し、運営費の一部を補助し、設置を進めています。

令和2年度は、久賀、東和地区への設置について補助を予定しています。

補助要件（次の①～④すべてを満たす団体）	補助額	募集期限
①町内の施設で実施し、10人以上が一度に利用できる程度の広さを有していること。 ②原則月1回以上開催し、1回当たり2時間以上開設すること。 ③認知症の人およびその家族からの相談に対応できる専門的知識を有する者を配置していること。 ④周防大島町認知症地域支援推進員と連携していること。	■補助金 6万円（年度あたりの上限） ■初年度整備経費 4万円（初年度のみ） ※年度途中から事業を開始する場合の補助金は、月割りにより算出した額が上限となります	10月15日(木)

■応募・問い合わせ 介護保険課 地域包括支援センター ☎0820 (73) 5506

ペットは責任をもって飼いましょう！

9月・10月は「動物の飼い方マナーアップ強化期間」

9月20日～26日は「動物愛護週間」

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬や猫が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。マナーを守り、最期まで責任をもって飼いましょう。

【犬の飼い主の方へ】

- 散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。
- 飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけるようにしましょう。
- 生後91日以上の子犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- 死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。
- 迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。



【猫の飼い主の方へ】

- 他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- 繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- 迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。



■野良猫へのエサやりはやめてください

無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

■ペットを捨ててはいけません

愛護動物を遺棄すると法により罰せられます。やむを得ず飼うことができなくなった場合は、ご相談ください。

☎生活衛生課 生活衛生班 ☎0820 (79) 1010